平成２４年（フ）第１５１号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野1105番地１アドバンテイジβ館201号
債務者　坂口　和代
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９８号
佐賀県伊万里市大坪町甲2567番地２
債務者　城野　　剛
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第２０３号
宮崎市清水２丁目７番14号　コーポトヨ303号
債務者　工藤　まみ（旧姓玉木）
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９３号
宮崎県都城市下川東４丁目3200番地103
債務者　成田　貞子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第９４号
宮崎県都城市都原町18番地６
債務者　岩元　武史
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第９８号
宮崎県都城市吉尾町924番地14
債務者　豊留　直樹
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第２１８号
鹿児島県鹿児島市永吉３丁目７番35号
債務者　今島　浩二
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２４２号
鹿児島県鹿児島市慈眼寺町17番31号　グリーンハイツ福徳103号
債務者　辻　　利光
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２４５号
鹿児島県鹿児島市上荒田町30番５号　ダスキン里中４Ｆ
債務者　武田志津子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２５５号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目33番16号　フジ荘102号
債務者　丸山　明夫
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２５７号
鹿児島県鹿児島市真砂本町42番６号　宮園ビル201号
債務者　原口　佳子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２５８号
鹿児島県いちき串木野市恵比須町6880番地
債務者　土川　和代
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２６１号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目６番３号　山元マンション405号
債務者　海江田正季
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２６３号
鹿児島県鹿児島市甲突町９番22号　Ｙ＆Ｋビル510号
債務者　末永　雄也
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２６５号
鹿児島県鹿児島市永吉３丁目７番35号
債務者　今島ひとみ
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２６８号
鹿児島県鹿児島市平之町13番32号　グランベル平之町305号
債務者　谷口舞依子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２７３号
鹿児島県鹿児島市宇宿６丁目６番５号　オリンピア101号
債務者　瀬ノ口ユリ子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２６２号
沖縄県島尻郡八重瀬町字新城1415番地１シャトー・グリーンテラス102号
債務者　佐藤　秀好
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部